

広島県からの派遣職員2名分の人件費相当額とした。」と明言している。

この点に関して、広島県は補助金の名目を「事業費補助」に代えている。

エ 以上から、平成14年度の補助金については、実質上広島県の退職派遣職員に対する給与支給として公益法人等派遣法の趣旨に反する恐れがある
と考える。

(2) 平成15年度及び16年度の補助金について

平成15年度及び16年度の補助金(定額)についても実質上人件費補助ではないかという問題があるとともに、仮に補助金が人件費補助でないとしても、補助金申請の過程に広島県が不必要に関与しすぎているのではないか、という点で以下のとおり補助金決定の過程に問題がある。

① 平成15年度及び平成16年度の事業費補助の問題点

平成15年度及び平成16年度の補助金(定額)20,000千円についても次に述べる理由により、広島県から派遣職員に対して支給された給与に当たるのではないかと、思料される。

なお、これら補助金については広島県が広島エアポートビレッジ開発株式会社に対して「広島エアポートビレッジ開発(株)に対する補助の考え方」(以下「補助の考え方」という。)という文書を予め交付し、20,000千円の定額補助を暗に保証するかのとき遣り取りがなされている。

ア 事業費補助の内容

平成15年度からは、広島エアポートビレッジ開発株式会社の行う事業の中で、公益性のある公園・レクリエーション機能や空港支援機能(空港関係者、利用者に対する宿泊サービス)を有する事業に係る経費の一部を補助することとし、平成15年度及び16年度は次の項目を補助対象経費として、それぞれの実績額に対し20,000千円の定額補助が行われている。

(単位：円)

項 目	理 由	平成15年度 実 績 額	平成16年度 実 績 額
①国有林野使用料の一部	自然公園の機能	11,200,620	11,200,620
②ハイキングコース等管理料	自然公園の機能	1,112,940	1,000,000
③エアラインクルー宿泊料特別割引による減収額	空港支援機能として減収額の補填	2,198,450	3,577,724
④広島エアポートホテルに係る県有地賃借料	基準貸付料と比較しての超過負担額	4,661,331	4,661,331
⑤広島エアポートホテルに係る町有地賃借料	上記④に同じ	1,606,354	1,606,354
合 計		20,779,695	22,046,029

イ 事業費補助の内訳と補助の考え方

(ア) 平成15年度の補助対象経費の内訳は、形式的に見ると上記アの5項目のとおりである。

しかし、その一方で、広島エアポートビレッジ開発株式会社の「平成15年度補助金交付申請」に係る伺書（平成16年3月11日起案、同3月18日決裁（決裁者・社長印））によると、「今年度より補助金の算定基礎を、派遣職員2名（代表取締役専務及び総務課長）の年間給与支給相当額及び会社負担の法定福利費の一部から、次の運営費等を補助対象とするよう変更されることになった。」として、上記アの5項目が掲げられた経緯があり、この経緯からして、平成13年度まで行われていた広島県による派遣職員に対する給与支給が公益法人等派遣法の制定によって認められなくなったことから、広島県の指導を受けた広島エアポートビレッジ開発株式会社が補助金名目で派遣職員の給与相当額を確保しようとしたのではないかと、思料される。

(イ) なお、この伺書には、広島県が作成した上記の文書「補助の考え方」が、「(参考) 県の予算資料」と肩書きして添付されており、同「補助の考え方」には、上記5項目ごとに補助対象の考え方、算定根拠の算式、金額に至るまできめ細かく、平成15年度と16年度の金額が併記されており、いずれも20,000千円を1,000千円～2,000千円上回る金額となっていることからして、広島エアポートビレッジ開発株式会社の前期目的での補助金申請に広島県が積極的に関わっていたことを窺い知ることができる。

(ウ) 更に、この「補助の考え方」の「2 補助金額及び補助期間」欄には、

「20,000千円(定額)、平成20年度まで(経営改善計画期間に限る)」と記載されており、広島県としては広島エアポートビレッジ開発株式会社に対して、「平成20年度までは20,000千円の定額補助をする」ことを、暗に保証しているともとれる内容となっている。

ウ 実際に補助金交付額と広島県派遣職員に係る人件費を比較(平成12年度以降)してみると両者はほぼ一致している。

(ア) 平成12年度以降の広島エアポートビレッジ開発株式会社に対する補助金交付額と広島県派遣職員に係る人件費とを比較すると、次表のとおりである。

(単位：円)

目的及び事業内容	年度	補助対象事業費	補助金交付額	広島県派遣職員に係る人件費
人件費補助	12	8,352,347	8,352,347	8,352,347
人件費補助	13	19,538,397	19,538,397	19,538,397
事業費補助	14	21,410,000	21,410,000	21,419,936
事業費補助	15	20,779,695	20,000,000	21,731,550
事業費補助	16	22,046,029	20,000,000	20,131,901

(注) 平成15・16年度の人件費には、広島エアポートビレッジ開発株式会社の事業主負担の保険料として、平成14年度実績額による推計額(給料・諸手当合計×10.1%=15年度：1,993千円、16年度：1,846千円)を含む。

(イ) この表によると、平成12・13年度は人件費補助そのものとして広島県から金員が支給されており、平成14年度は既に述べた(上記(1)の②)とおり事業費補助に名を借りて、10,000円以下の端数を切り捨てて人件費相当額の補助金を交付したものであり、平成15・16年度についても、補助金の算定基礎となる補助対象費用項目の見直しを行って20,000千円の定額補助となっているが、その額は従来と同様、広島県派遣職員(2名分)の人件費に相当する金額となっている。

② 以上から、平成15年度、16年度の補助金についても、平成14年度と同様補助金を名目とした退職派遣職員に対する給与支給ではないか、と思われるほか、補助対象費用科目の算定根拠の算式、金額に至るまできめ細かく示すなどして必要以上に関与しているのではないか、と思料され補

助金交付の過程に問題があると考える。

2 平成17年度の補助の考え方について

平成17年度の補助の考え方によれば、平成15・16年度と同様に20,000千円の定額補助ができるように各補助対象事業費の算定根拠が示されているが、以下に述べるとおり、補助対象経費は約3分の1程度減額可能であることから、今後平成17年度の広島エアポートビレッジ開発株式会社に対する補助金の確定、交付に当たっては、算定基礎からの見直しを行い、適正な補助金を交付されたい。

なお、当該事業部門（地域調整室）では、所要の見直しが行われている旨説明があったので、その補助金の交付確定額に注目したい。

(1) 平成17年度の補助の考え方の文書

- ① 平成17年度も、平成15・16年度と同様の文書「補助の考え方」（標題、様式とも同じ）が広島エアポートビレッジ開発株式会社の補助金関係文書綴りに綴じてあり、総務課長（広島県派遣職員）、代表取締役専務（同左）及び代表取締役社長（広島県OB職員）の査閲がなされ、しかも、その決裁欄下部欄外に、「17年度当初予算要求資料～県定額補助金（20,000千円）」とメモ書きされている。
- ② この文書は、広島エアポートビレッジ開発株式会社の総務課職員の説明によれば、平成17年度広島県の予算要求の時期から平成17年7月25日（外部監査日）の前日までの間に、広島県から広島エアポートビレッジ開発株式会社に提示されたものと思われるが、そもそも予算編成作業の過程の中で作成された文書が、補助金交付対象企業に提示されることに問題がある。
- ③ この文書の「3 補助対象となる経費」欄の「項目区分ごとの金額」は、次表のとおりであり、平成15・16年度と同様に「合計額」は、20,000千円を若干超える金額となっている。

(単位：千円)

区 分	H 1 6 当初	H 1 7
①公園利用可能な自然緑地等の国有地 使用料	11,201	11,201 (8,960)
②ハイキングコース等管理料	1,100	1,000
③エアラインクルー特別割引	3,200	3,546
④ホテル修繕費の一部負担	—	1,502
⑤ホテル事業に係る県有地使用料	4,661	4,661
⑥ホテル事業に係る町有地使用料	1,606	1,606
合 計	21,768	23,516 (21,275)

(注) () 書きは、国有地使用料20%減額によるものである。

(2) 平成17年度の各補助対象経費項目の問題点

① 公園利用可能な自然緑地等の国有地使用料について

平成17年7月26日に行われた広島エアポートビレッジ開発株式会社の説明によれば、「当面の経営健全化方策」の「経費節減対策」で、「国有地借地料の値下げ交渉により、当面20%の減額が見込まれており、H16決算：30,585千円→H17予算：24,468千円(△6,117千円)とする」と述べている。

国の「普通財産貸付事務処理要領」(改正：平成16年6月30日財理第2508号)の別添1「普通財産貸付料算定基準」によれば、調整率0.8を乗じて貸付料を算定することになっており、事実、広島県の補助の考え方においても、ハイキングコース等自然公園と同等と認められる部分の面積按分により、11,201千円→8,960千円と20%減額して()書きで示している。

なお、当該公園利用可能な自然緑地等を、広島県が国有林野使用許可を受け、その管理を広島エアポートビレッジ開発株式会社に委託するなどの方法により、国有財産法第22条(無償貸付)第1項第1号の「地方公共団体が、緑地、公園・・・の用に供する場合には、これを無償で貸し付けることができる。」という条項の適用の余地はないものかどうか検討されたい。

② ホテル修繕費の一部負担について

ホテル修繕費の一部を補助するという考え方は、平成17年度に唐突に出てきたもので、平成15・16年度には無かった補助対象経費科目である。

平成15・16年度に補助の対象とした5項目の経費科目は、公益性のある公園・レクリエーション機能や空港支援機能を有する事業を遂行するために必要な経費であり、その算定基礎もそれなりに納得のいくものである。

総務省の「第三セクターに関する指針の改定について」(平成15年12月12日総経第398号)の第2の2「公的支援のあり方」によれば、「原則として公的支援は、その性質上当該第三セクターの経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該第三セクターの事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等に限られるもの」と規定されている。

ホテル修繕費は一般の営利企業では必ず発生する経費であり、しかも、その算出根拠は、修繕費2,362千円に全宿泊室数(延数)に対するエアラインクルーの占める割合を乗じたもので、上記指針に該当する経費とは到底考えられない。

これは、上記①の国有地使用料の減額に対応して、その減額相当額を補填して定額補助金20,000千円を確保するために形を整えたと思えないものである。

③ ホテル事業に係る県有地使用料について

この県有地使用料に対して補助する考え方は、ホテル敷地の現使用料と普通財産貸付要領による基準貸付料との差を対象とするもので、その算出根拠は、「現使用料8,073,821円 - 基準貸付料3,412,490円」となっており、平成17年度も16年度と同額の4,661千円を補助対象経費額として計上している。

しかし、広島県の「普通財産(不動産)貸付要領」は改正(平成17年4月1日施行、以下「新貸付要領」という。)され、基準貸付料が引き上げられるとともに、激変緩和措置が設けられている。それによれば、①基準貸付料年額として相続税評価額に乗ずる貸付料率を2.3%から4.0%に変更し、②激変緩和措置として、基準貸付料が従前貸付料の0.9倍を下回る場合は、基準貸付料となるまで、前年度貸付料の0.9倍を貸付料とする、というものである。

この新貸付要領によれば、以下の算式のとおり、

基準貸付料 5,934,766円

平成17年度使用料 7,266,438円

補助対象経費額は 1,331千円 となり、3,330千円の減額となるはずである。

算式：8,500円/m²×1.1×4.0/100=374.00円/m²

$$\begin{array}{l}
 \text{(固定資産評価額)} \quad \text{(評価倍率)} \quad \text{(貸付料率)} \\
 374,000 \text{円} \times 15,868.36 \text{ (m}^2\text{)} = 5,934,766 \text{円} \\
 \text{(基準貸付料単価)} \quad \text{(ホテル敷地面積)} \\
 8,073,821 \text{円} \times 0.9 = 7,266,438 \text{円} \\
 \text{(平成16年度使用料)} \\
 7,266 \text{千円} - 5,935 \text{千円} = 1,331 \text{千円} \\
 \text{(現使用料)} \quad \text{(基準貸付料)}
 \end{array}$$

(注) 平成17年度使用料については、地域振興部から提出された監査調書「県が所有する土地・建物」でも「ホテル敷地使用料7,266,438円」との報告を受けている。

④ ホテル事業に係る町有地(注:現三原市有地)使用料について

この町有地使用料に対して補助する考え方は、上記③の県有地使用料に対して行うものと同じ考え方に基づくもので、その算出根拠は、「現使用料2,782,342円 - 基準貸付料1,175,988円」となっており、平成17年度も1,606千円を補助対象経費額として計上している。

三原市有地(旧本郷町有地)使用料は、合併直後のため変更がないものと仮定して、新貸付要領に基づく基準貸付料との差を計算すると、以下の算式のとおり補助対象経費額は、737千円となり、869千円の減額となる。

$$\begin{array}{l}
 \text{算式: } 374,000 \text{円} \times 5,468.44 \text{ (m}^2\text{)} = 2,045,196 \text{円} \\
 \text{(基準貸付料単価)} \quad \text{(ホテル敷地面積)} \\
 2,782 \text{千円} - 2,045 \text{千円} = 737 \text{千円} \\
 \text{(現使用料)} \quad \text{(基準貸付料)}
 \end{array}$$

⑤ ①から④の「H17試算」

以上①から④を、「H17試算」としてまとめ、広島エアポートピレッジ開発株式会社に対する補助の考え方と比較すると、次表のとおり補助対象経費は15,574千円となる。(①については、国有地使用料20%減額した額を「H17試算」(B)欄に計上した。)

(単位：千円)

区 分	H 1 7 補助 の考え方 (A)	H 1 7 試算 (B)	減額可能額 (A - B)
①公園利用可能な自然緑地等の国有地 使用料	11,201 (8,960)	8,960	2,241 (0)
②ハイキングコース等管理料	1,000	1,000	0
③エアラインクルー特別割引	3,546	3,546	0
④ホテル修繕費の一部負担	1,502	0	1,502
⑤ホテル事業に係る県有地使用料	4,661	1,331	3,330
⑥ホテル事業に係る町有地使用料	1,606	737	869
合 計	23,516 (21,275)	15,574	7,942 (5,701)

(注) () 書きは、国有地使用料20%減額によるものである。

- ⑥ 県有地及び三原市有地(旧本郷町有地)使用料についての補助の算定基礎となっている、広島県の「普通財産(不動産)貸付要領」は、平成17年4月1日に改正施行されていることは、上記③で述べたとおりであるが、このことは、平成17年2月23日付財産管理室「普通財産(不動産)貸付要領の一部改正について(依命通達)」により、各部長に通達されているところである。

ところが、地域振興部は、この通達発遣より前に、広島エアポートビレッジ開発株式会社に対しては、旧貸付要領を算定基礎として「補助の考え方」の金額を算出し、合計額で20,000千円を超える補助対象経費額を示している。

このことは、前述の「1 補助金について」で述べたとおり、「初めに20,000千円の定額補助ありき」が如く、補助対象経費額として20,000千円を確保するために形を整えたのではないと思われる。

(3) 今後の補助のあり方

これまでの広島エアポートビレッジ開発株式会社に対する補助金は、広島県からの派遣職員の人件費補助そのもの、あるいは同一視できるものであり、広島エアポートビレッジ開発株式会社の補助金に頼る経営体質を助長するものであって、経営改善の遅れている要因の一つとも思われる。早急に広島県からの派遣職員や補助金交付のあり方を見直すとともに、経営改善計画を再構築することを提言する。

また、これまでの補助金が人件費補助でないとしても、定額補助は、結果として広島県への借入金償還額年90,000千円のうち、20,000千